

## 重大事態 (いじめ防止対策推進法第28条)

- いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある。

### 1. いじめ(と疑われる)事案の発生

- ・教員等の発見・気づき
- ・生徒、保護者からの申告・相談・面談
- アンケート調査、SC、相談員などより...

### 2. 事実確認・実態把握

- ・複数の職員で丁寧に対応する。
- ・いつ・どこで、誰が、何を、どのように等
- をできるだけ明確に記録する。

### 3. 報告・共有

- ① 第一報を管理職(校長・教頭)に伝達。(口頭・簡易記録)
- ② 発見者→担任・主任→生徒指導主事→管理職
- ③ 早急な情報収集・事実確認。(重大事態かどうかの判断)

- ①いじめ事案の情報を得たらすぐに、管理職に報告。
- ②複数で関わり、情報を共有する。
- ③いじめの重大事態かどうかを複数で見極める。

### 4. 組織対応 (主任会で情報共有・対応検討)

いじめによる問題発生時は、情報(事実内容・今後の対応・指導方針等)を管理職より

↓  
上山市教育委員会に報告

重大事態のいじめ発生

重大事態に至らない「いじめ」発生

## 宮川中学校 いじめ防止対策委員会

- ① 報告・情報の整理・共有
- ② 対応方針の決定
- ③ 指導・対応者編成

- ①いじめの認知: 学校主体で調査する
- ②当該生徒・保護者への報告・指導方針
- ③事案の状況により対応者の決定

#### 【構成】

・校長・教頭・生徒指導主事・学年主任  
・特別支援教育CD・養護教諭・スクールカウンセラー 他に校長より出席を求められた校内外関係者

担当学年や部活動顧問間を中心に解決のための調査・対応・指導する。(必要に応じて全職員が役割分担する)

担当学年や顧問より、保護者への報告・理解・協力

#### いじめ防止対策委員会の内容

- ・被害者と保護者対応について
- ・加害者と保護者への指導
- ・人間関係の修復等について
- ・学級・学年などに対する指導
- ・指導後の状況把握について(再発防止案)

- ・事業の内容について全教職員に報告と周知。
- ・指導方針・役割分担等を共通理解。
- ・いじめ問題克服に向けた適切かつ迅速な対応。

(緊急)職員会議

### 5. 解消に向けた継続的な支援と指導

- ①最低3か月の継続的な見取り・指導
- ②いじめを受けた生徒・保護者の支援
- ③いじめを行った生徒に対する指導と保護者に対する助言